

第 1 期決算公告

令和元年6月21日

東京都中央区日本橋一丁目19番1号
auフィナンシャルホールディングス株式会社
(旧商号:LDF設立準備株式会社)
代表取締役社長 勝木 朋彦

貸借対照表

(平成31年3月31日現在)

(単位:百万円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	【 192 】	【流動負債】	【 228 】
現金及び預金	192	未払金	228
		未払法人税等	0
【固定資産】	【 119 】		
(有形固定資産)	(44)	負債合計	228
建設仮勘定	44		
		純資産の部	
(無形固定資産)	(75)	【株主資本】	【 83 】
ソフトウェア仮勘定	75	資本金	100
		資本剰余金	100
		資本準備金	100
		利益剰余金	△ 116
		その他利益剰余金	△ 116
		繰越利益剰余金	△ 116
		純資産合計	83
資産合計	312	負債・純資産合計	312

(注1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

(注2) 当期純損失 116百万円

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 消費税等の会計処理…………… 税抜方式によって処理しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

未 払 金 134 百万円

3. 税効果に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
欠 損 金	11 百万円	
一 括 償 却 資 産	0 百万円	
繰 延 資 産	28 百万円	
繰延税金資産小計	40 百万円	
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△ 11 百万円	
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 28 百万円	
評 価 性 引 当 額 小 計	△ 40 百万円	
繰延税金資産合計	- 百万円	

4. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	KDDI株式会社	被所有 直接 100%	事務所内装・ 通信料の支払	会社設立に伴う出資	200	—	—
				事務所内装・雑支出他(注1)	9	未払金	134

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	Supership株式会社	なし	広告宣伝費の支払	雑支出(注1)	3	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場情勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉による合意の上で決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 20,823 円97銭

(2) 1株当たり当期純損失 △29,176 円03銭

6. 重要な後発事象に関する注記

(共通支配下の取引)

当社の親会社であるKDDI株式会社は、平成31年2月12日開催の取締役会決議に基づき、平成31年4月1日を分割日(効力発生日)として、KDDI株式会社を吸収分割会社とし、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割を行いました。

(1)取引の概要

①対象の事業となった名称及びその事業の内容

事業の名称:金融事業に係る子会社経営管理事業

事業の内容:株式会社じぶん銀行、KDDIフィナンシャルサービス株式会社、株式会社ウェブマネー、KDDIアセットマネジメント株式会社、及び、au Reinsurance Corporation(以下総称して「本件子会社」)に対する本件子会社管理機能の遂行に係る事業、及び本件子会社に係る金融事業戦略の企画・立案・推進機能の遂行に係る事業

②企業結合日

平成31年4月1日

③企業結合の法的形式

KDDI株式会社(当社の親会社)を吸収分割会社、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割

④結合後企業の名称

auフィナンシャルホールディングス株式会社(平成31年4月1日付で「LDF設立準備株式会社」から商号変更)

⑤その他取引の概要に関する事項

本会社分割により、本件子会社を当社に承継させ、親会社であるKDDI株式会社から分離・独立事業化し、auとの連携強化、金融各社における金融サービスの拡充、リスク管理とコンプライアンスの強化を通じた、経営の高度化、お客さまの利便性向上を行う目的として実施したものです。

(2)実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。